

各位

会 社 名 株式会社フェイスネットワーク 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 蜂 谷 二 郎 (コード番号:3489 東証マザーズ) 問合せ先 取締役執行役員経理部長 佐 野 宏 江 (TEL.03-6432-9937)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月17日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を、2019年6月25日開催予定の第18回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 取締役の任期の変更について

取締役が毎年株主の信任を得なければならないものとすることにより、経営責任の明確化を図るとともに、経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条(任期)につき所要の変更を行うものであります。

(2) 剰余金の配当を取締役会の決議事項とする件について

前記①の定款変更が承認された場合、当社は剰余金の配当等を取締役会が決定する旨を 定款で定めることが出来ることになります。そこで、会社の経営状態に応じ、適時に剰余金 の配当を行い、株主還元の充実を図るため、剰余金の配当等を取締役会が決定することとし、 現行定款第44条(剰余金の配当の基準日)及び第45条(中間配当)につき所要の変更を 行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|-----------------------|-----------------------|
| (任期) | (任期) |
| 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に | 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に |
| 終了する事業年度のうち最終のもの | 終了する事業年度のうち最終のもの |
| に関する定時株主総会の終結の時ま | に関する定時株主総会の終結の時ま |
| でとする。 | でとする。 |
| ② (条文省略) | ② (現行どおり) |

現行定款

(剰余金の配当の基準日)

第44条 当会社は、株主総会の決議により、 毎年3月31日現在における最終の株 主名簿に記載又は記録された株主又 は登録株式質権者に対して期末配当 を行うことができる。

(中間配当)

第 45 条 当会社は、取締役会の決議により、 毎年9月 30 日現在における最終の株 主名簿に記載又は記録された株主又 は登録株式質権者に対して中間配当 を行うことができる。

(新設)

(新設)

変 更 案

(剰余金の配当)

第44条 当会社は、会社法第459条第1項各 号に掲げる事項については、法令に特 段の定めがある場合を除き、株主総会 の決議によらず取締役会の決議によ って定める。

(剰余金の配当の基準日)

- 第45条 当会社は、毎年3月31日現在におけ る最終の株主名簿に記載又は記録さ れた株主又は登録株式質権者に対し で期末配当を行うことができる。
 - ② 当会社は、毎年9月30日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。
 - ③ 前二項に定めるもののほか、当会社 は、当会社が定めた基準日における最 終の株主名簿に記載又は記録された 株主又は登録株式質権者に対して中 間配当を行うことができる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 2019年6月25日 (予定) 2019年6月25日 (予定)

以上